

特定保健指導の概要

特定保健指導業務の受託を希望する場合は、下記のとおり体制整備を行ったうえで受託申請をお願いします。

1. 初回面談の実施者を決定

医師・保健師・管理栄養士・看護師（※一定の保健指導の実務経験のある者）

※2008年4月現在において1年以上（必ずしも継続した1年である必要はない）、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業者が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事（反復継続して当該業務に専ら携わっていること）した経験を有する者

2. 初回面談の実施方法を決定

- ・ 健診当日一括実施-----採血結果が出揃ったうえで初回面談を実施する
- ・ 健診当日分割実施----- BMI・腹囲・血圧・喫煙歴で対象者を抽出し初回面談を分割で実施する

3. 初回面談場所の確保

プライバシーが十分保護された面談場所

4. 対象者の抽出方法を決定（階層化）

健診当日に、誰が、いつ、どのように対象者と判断するのか。

5. 対象者への勧奨（声かけ）をどのようにするかを決定

誰が、いつ、どのように勧奨し、初回面談実施のタイミングは当日いつするのか。

6. 初回面談時に使用するパンフレット等の準備

7. 継続支援方法の決定

継続支援実施者、実施方法（電話、手紙、メール、面談（遠隔含む））、支援パターンを決める。

8. 特定保健指導マニュアル作成

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）、標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】を参考に、上記1～7を含めたマニュアルを作成する。

9. 電子データ作成の準備

特定保健指導記録については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして支部が指定する仕様に従って作成し、電子媒体（CD-R）または情報提供サービスによって提出。データ作成用ソフトを準備する。

10. 健診部門および検査科における協力体制の構築

健診部門および検査科スタッフの協力体制を構築することが重要。健診当日実施のために、各々の役割を認識しておく。